

平 戸 市 監 査 公 表 第 95 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 8 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

総務部総務課及び地域協働課

第 2 監査の期間

平成 26 年 7 月 2 日から 7 月 4 日まで

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

自主防災組織資機材等整備事業補助金については、補助金交付要綱第 3 条において基本額 100,000 円に世帯数に 1,000 円を加算した額とし、補助金の交付は 1 回限りとしている。また、第 7 条では補助金の額を確定し、第 8 条において額の確定後補助金が支払うことが明記されている。

しかしながら、いずれの場合も補助金交付決定後概算払いをもって補助金が交付されており、このことは、補助金交付要綱第 8 条に規定する内容と相反している。

以上のことから、実際の補助金交付手続きと当該補助金交付要綱との整合性を図るべきである。

【意見】

平戸市デジタル同報系防災行政無線施設整備事業について、全体期間は平成 20 年度から 24 年度（工事請負期間は平成 22 年 6 月から平成 25 年 3 月）までとし、主な事業費として基本調査・設計委託費で 12,390 千円、工事請負費で 1,129,695 千円、工事監理委託費で 6,300 千円となっている。主な施設整備として、親局 1 ヶ所（本庁）、中継局 2 ヶ所（白岳、慈眼岳）、屋外子局 178 ヶ所、戸別受信機 11,510 台（設置 10,886 台、在庫・保留 624 台）となっている。

本事業の完成により、本市防災情報の市民への的確な提供とそれに伴う事前の防災準備や避難誘導、被災後の対応など、これまで以上に防災・災害活動が可能になったと思われる。

一方、個人へ情報提供を行う防災メール登録者数は 25 年 3 月現在 1,241 人で、加入者は多いとはいえない。

防災に関する市民への啓発事業は重要であり、本事業の効率性を高めるためにも事業の検証と事後評価を行うことが必要と思われる。

平戸市ふれあいバス運行業務委託（中・南部地区）について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする契約の締結をしている。

本事業は、中南部地区の交通対策の重要な施策であり、平成 24 年 5 月に愛のり交通活性化委員会において、運行内容、業者選定等をバス専門部会で協議することの承認を受け、7 月に運行業務委託実施要綱及び仕様書について決定し、9 月に業者選定委員会を行っている。

業者選定の審査項目中、「ふれあいバス運行業務委託の実績」に加点することになっているが、「ふれあいバス運行業務」と限定することで、新規業者の参入が阻まれていると思われる。審査項目の内容について検討されるよう望む。

第 6 　むすび

今回の監査は、前回（平成 22 年度）の指摘事項等についても併せて審査を实地し、その結果、おおむね良好に処理されていると認めた。

一方、平戸市安全衛生委員会報告によると職員の定期健康診断について、平成 23～25 年度の 3 ヶ年平均で、「異常なし」から「要観察」までが 63.5%、「要精密」から「治療中」までが 36.5%で、（人間ドック除く、臨時職員含む毎年 620 人ほど受診）「要精密」から「治療中」までが毎年増加しており、25 年度に限っていえば 40.3%となっている。次に療養休暇にかかる病類別では精神系が毎年 3 人～10 人程度おり、病類別の 10%から 17%程度を占めている。さらに公務災害の発生状況では、例年 2～5 件程度であったが 25 年度には軽微なものを含めて 10 件と（臨時職員含む）倍増している。このことは、本人の健康管理や職場環境への適応が不十分なことが主な要因と推測される。

しかし、多様な行政需要に的確に応える行政運営を行っていくためには、職員の能力が十分に発揮できる体制を築いていくことが求められる。そのためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で働ける職場づくりが大切であり、相談体制の充実や研修会の実施、職場復帰支援などの更なる取組みが求められる。労務環境を再度点検し、必要であれば適切な対応を執ることが望まれる。

総務課の主な業務は、条例等の制定、改廃、議案の調製、庁舎管理、定員・人事管理及び評価、防災に関すること、関係機関との連絡調整等である。平成 26 年度の組織改変により総務部には総務課、地域協働課に加え新たに行革推進課が設置された。行政を取りまく環境の変化に対応するとともに地域社会と行政とのあり方について取り組むべき重要課題も少なくない。総務部に求められる役割は大きい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。